

令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金
（地産地消型資源循環加速化事業）
交付規程

令和7年4月10日 産財第25041001号
公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団制定

（通則）

第1条 循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他法令、循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付要綱（令和7年3月28日付け環循総発第2503287号。以下「交付要綱」という。）及び地産地消型資源循環加速化事業実施要領（令和7年3月28日付け環循総発第2503287号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という）によるほかこの規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団（以下「財団」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 財団は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第3欄において財団が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の3に規定する者とする。

3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。

代表事業者は補助事業を実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。

4 他の法令及び又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業等について

ては、交付の対象としない。

5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。
- 二 別表第1の第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第5欄に掲げる交付額の算定方法による補助率を乗じて得た額を交付額上限とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を財団に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を財団に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 財団は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第5条の規定による交付申請書、又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当

該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

- 3 財団は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を財団に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を財団に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、財団の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を財団に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく財団に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。
- 九 財団は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又

は報告を求めることができる。

十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに財団に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一 財団は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十二 財団は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、財団の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、財団が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

2 補助事業者は、前条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を財団の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）

第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 3 財団が第12条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が財団に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、財団は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が財団に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - 一 財団は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
 - 三 財団は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、財団が行う弁済の効力は、財団が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって財団に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

- 第10条 財団は、第8条第六号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立ち入り検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。
- 2 大臣又は財団は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第12による完了実績報告書を財団に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第13による年度終了実績報告書を財団に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 財団は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第14による交付額確定通知書により補助事業者に通ずるものとする。
- 2 財団は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、財団が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第15による精算（概算）払請求書を財団に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 財団は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく財団の指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

- 2 財団は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

（事業報告書の提出）

- 第15条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の3月末までの期間及び別表第4の第2欄に掲げる期間において、第3欄に掲げる報告頻度により資源循環効果等について、第4欄に掲げる様式による事業報告書を第5欄に掲げる期限までに大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

（電磁的方法による申請）

- 第16条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第8条第三号の規定に基づく計画変更の申請、第8条第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第8条第五号の規定に基づく事業遅延の報告、第8条第六号の規定に基づく状況報告、第8条第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第8条第十四号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じて財団が定めるものをいう。以下、同じ。）により行うこととする。
- 2 財団は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うこととする。
 - 3 財団、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法により行うことができないとき又は電磁的記録（適正化法第26条の2の規定に準じて財団が定めるものをいう。以下、同じ。）を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は財団が定める方法で手続きを行うことができる。

（情報管理及び秘密保持）

- 第17条 補助事業者は補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又

は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

- 3 財団は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って財団に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。
- 4 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

（その他）

第18条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月22日から施行する。

別表第1

1 補助事業	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
地産地消型 資源循環加 速化事業	地域資源を活用 した再生材の地 域への供給のた めの実証・設備導 入支援を行い、再 資源化が困難で ある資源性廃棄 物であって主に 焼却・埋立てされ ている廃棄物に ついて、製造業・ 小売業等と廃棄 物・リサイクル業 との連携で再資 源化し、一定以上 を当該地域に再 生材として供給 する事業	事業を行うため に必要な工事費 (本工事費、付帯 工事費、機械器具 費、測量及試験 費)及び事務費並 びにその他必要 な経費で財団が 承認した経費(補 助対象経費の内 容については、別 表第2に定める ものとする。)	財団が必 要と認め た額	ア 総事業費から寄付金そ の他の収入額を控除した 額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対 象経費と第4欄に掲げる 基準額とを比較して少な い方の額を選定する。 ウ アにより算出された額 とイで選定された額とを 比較して少ない方の額に 補助率(中小企業基本法 第2条第1項に規定する 中小企業者1/2、それ 以外の者1/3)を乗じ て得た額を交付額とす る。ただし、算出された額 に1,000円未満の端 数が生じた場合には、こ れを切り捨てるものとす る。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費) 共通仮設費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ② 準備、後片付け整地等に要する費用、 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④ 技術管理に要する費用 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信運搬費、交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。

		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な実施設計、工事監理に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、実施設計、工事監理を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により実施設計、工事監理を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る設計等に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、設計等を行う場合においてこれに要する人件費、賃金、社会保険料、旅費、需用費・印刷製本費、役務費・通信運搬費、使用料及び賃借料、消耗品費その他に要する費用をいい、委託により設計等を行う場合においては委託料の費用をいう。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。 事務費は、工事費の金額に対し、次の表の区分毎に

			定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。

号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5 %
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5 %
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及び賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別表第4

1 事業区分	2 報告期間	3 報告頻度	4 報告様式	5 提出期限
地産地消型資源循環加速化 事業	1 年間	毎月※注1	様式第16	翌月末日

注1：事業の確実性が確保されていると大臣が判断した場合、事業報告書の提出頻度を年度毎に変更し、これを当該年度の翌年度の4月30日までに大臣に提出するものとする。

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 補助対象事業

地産地消型資源循環加速化事業

地域資源を活用した再生材の地域への供給のための実証・設備導入支援事業

2 補助対象事業の要件

- 1) 再資源化が困難である資源性廃棄物（家庭・産業からの複合素材（金属・木材・プラ）等）であって主に焼却・埋立てされている廃棄物について、製造業・小売業等と廃棄物・リサイクル業との連携で再資源化し、一定以上を当該地域に再生材として供給する事業
- 2) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本原則に沿った事業であること。
- 3) 廃棄物処理施設を導入する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者であること。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の適用を受けない施設においては、この限りでない。
- 4) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。
- 5) 資源循環に資する効果を明確な根拠をもって推計することができること。
- 6) 本事業に係る施設が適正に管理されるよう、周辺住民の理解の下に、当該事業に係る管理・運営体制が整備されている旨を証明できること。
- 7) 補助事業に係る廃棄物の処理施設の場合は、安全性に関する情報公開等を行わなければならないこと。
 - ア) 情報公開等を行うに当たっては、14)に掲げる範囲を中心に、処理施設の安全性等に関する説明書を作成して周辺住民に開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合には、当該質疑応答等の結果の概要を令和8年4月末日までに財団に報告しなければならないこと。（稼働前）
 - イ) 交付規程に規定する財産処分を制限する期間中は毎年度、14)に掲げる範囲を中心に、処理施設の実際の安全性について点検し、その結果を開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合には、当該質疑応答等の結果の概要について補助を受けた令和8年4月末日までに大臣に報告しなければならないこと。（稼働後）
- 8) 当該事業の遂行によって他の事業者に対する波及効果が見込まれること。
- 9) 事業者の取組として先進的であること。
- 10) 産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること。
- 11) 当該事業の実施及び当該事業により整備された施設の稼働において発生する産業廃棄物は、原則として優良産廃処理業者として都道府県知事または政令市長の認定を受けた者によって処理されること。
- 12) 廃棄物処理施設を導入する場合は、事業の実施主体は、処理施設の稼働から6年以内に

優良産廃処理業者として都道府県知事または政令市長の認定を受ける旨の誓約書を提出すること。

13) 交付の対象となる事業の範囲

施設の新設、増設又は改良に係る事業とする。

14) 交付の対象となる設備の範囲

資源性廃棄物の回収・選別・再資源化に必要な破碎、洗浄、脱水、異物除去等の前処理設備、選別、押出成形等の原料化する設備、その他財団が本補助事業の目的を達成するために必要と認める設備。

上記対象設備間の配管、配線、設備の運搬、据付、試運転調整に要する経費を補助対象とする。土地及び建屋、基礎（杭基礎、底盤等）、道路等の建築土木に係る内容は、補助対象範囲外とする。

※ 上記に規定する要件等を満たしているか否かは、実施計画書等に基づき厳格に審査を行うものとする。

3 補助金の交付を申請できる者（補助事業者）

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次の各号に掲げる者とする。

ア 民間企業

イ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

ウ その他大臣の承認を得て財団が適当と認める者

4 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

5 資源循環効果の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による資源性廃棄物の回収量、再生材の供給量を把握し、この規程及び財団の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

6 リース

リースを活用する場合、リース事業者はリース契約期間にかかわらず、補助対象設備の法定耐用年数期間中、補助事業で計画した事業を責任をもって行うことを前提として、対象設備を保有するリース事業者を代表事業者とし、対象設備を利用する事業者を共同申請者とした共同申請とし、リース契約については、次に掲げる要件のすべてを満たすものに限る。

また、一件の申請において購入とリース契約に分けること及び複数のリース会社を利用することはできない。

(1) リース期間中の途中解約又は解除が原則できない契約であること。

(2) 対価が対象設備の取得価額並びに利子、固定資産税等、損害保険料及び手数料の額の合計額となる契約であること。

- (3) リース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（法定耐用年数）の70%以上（10年以上は60%以上）の契約であること。

なお、リース契約期間満了後、貸渡先事業者に所有権を移転した場合、貸渡先事業者は、法定耐用年数期間中、補助対象設備を処分する場合は、交付規程第8条第十四号に準拠すること。

- (4) 補助金が交付された場合に補助金交付額相当分がリース料の低減に充てられる旨が明記された特約又は覚書等が締結された契約であること。
- (5) 日本国内で使用する廃棄物処理施設及び対象機器を設置する貸渡し契約であること。
- (6) 中古品の対象設備をリースする契約でないこと。
- (7) 親会社、子会社、関連会社又はこれに準ずるものの間での契約でないこと。
- (8) 交付申請時に予定していたリース期間を通じて契約が継続していること。

交付規程様式等

循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）

様式第1 交付申請書（第5条関係）

別紙1 実施計画書

別紙2 経費内訳

様式第2 変更交付申請書（第6条関係）

様式第3 交付決定通知書（第7条関係）

様式第4 変更交付決定通知書（第7条関係）

様式第5 計画変更承認申請書（第8条関係）

様式第6 中止（廃止）承認申請書（第8条関係）

様式第7 遅延報告書（第8条関係）

様式第8 遂行状況報告書（第8条関係）

様式第9 名称変更等報告書（交付要綱第7条関係）

様式第10 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）

様式第11 取得財産等管理台帳（第8条関係）

様式第12 完了実績報告書（第10条関係）

別紙3 実施報告書

別紙4 経費所要額精算調書

様式第13 年度終了実績報告書（第10条関係）

様式第14 交付額確定通知書（第11条関係）

様式第15 精算（概算）払請求書（第12条関係）

様式第16 事業報告書（第15条関係）

年 月 日

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 寺田 正人 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

(押 印 省 略)

令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金
（地産地消型資源循環加速化事業）
交付申請書

令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的及び内容

別紙1 実施計画書のとおり

3 補助金交付申請額

円

（うち消費税及び地方消費税相当額

円）

4 補助事業に要する経費

別紙2 経費内訳のとおり

5 補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定の日 ～ 年 月 日

6 その他参考資料

7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 「6 その他参考資料」として、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。
- 3 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略して差し支えない。

別紙 1

地産地消型資源循環加速化事業実施計画書

※事業の実施計画を策定する際は、計画している資源性廃棄物の種類・処理量、再生材の供給量、資源循環効果等の根拠を明確にし、実現性の高い計画を策定すること。

なお、交付の決定がなされた後でも、交付要綱、実施要領、交付規程及び本計画書の内容（再生材の供給量、資源循環効果を含む）に違反した場合には、交付規程第十四条に基づき交付の決定を取消し、返金を求める可能性があります。

事業の名称		
事業実施の代表者	会 社 名 等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	
事業実施の担当者	会 社 名 等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	
経理責任者	会 社 名 等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	
共同事業者の代表者	会 社 名 等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	

共同事業者の担当者	会 社 名 等 所 属 所 在 地 役 職 名 氏 名 T E L F A X E - m a i l	
事業実施の主たる実施場所	名 称 所 在 地	* 実際に補助事業を行う場所。
事業の概要	* 循環型社会形成推進基本法の基本原則に沿った事業であることの説明を含めること。 * 施設の新設、増設又は改良が分かるように記入する。	
事業の目的		
事業の方法、内容	(1) 資源性廃棄物の種類（名称、元の利用用途、構成する素材とその割合） (2) 資源性廃棄物の回収量（1日あたり及び年間） (3) 設備の稼働日数（1月あたり及び年間） (4) 事業の全体フロー図（例：排出→回収→選別等再資源化→再生材加工→製品製造） (5) 再資源化設備フロー（別紙添付でも可） (6) 物質収支（マテリアル・バランス）（別紙添付でも可） (7) 前処理設備仕様 (8) 原料化（選別等再資源化）設備（選別、押出成形等） (9) その他本補助事業の目的を達成するために必要な設備。 (10) 時間あたり設備能力量（設備単体及びフロー全体） (11) 再生材の供給量（1日あたり及び年間） (12) その他	

実施時期	
再資源化が困難であり、主に焼却・埋立てされている廃棄物の入手元及びその調整状況	＊ 再資源化が困難であり、主に焼却・埋立てされている資源性廃棄物の受入が可能であることについて説明すること。 ＊ 調達に係る不測の事態の発生を想定してその対応策を記載すること。 さらに、損益への影響及び投資回収に対する見通しも合わせて提示すること。
地域資源を活用した再生材を当該地域に再生材として供給し、製品製造等の原料としての調整状況	＊ 当該地域に再生材として供給され、製品製造等の原料として使用されるものであることを説明すること。 ＊ 具体的な供給予定先及び予定供給量を記入すること。 ＊ 供給に係る不測の事態の発生を想定してその対応策を記載すること。 さらに、損益への影響及び投資回収に対する見通しも合わせて提示すること。
設備の加重平均耐用年数（注２）	
事業の効果	（資源循環効果（注３））
廃棄物の処理及び清掃に関する法律における設置許可	＊ <u>廃棄物処理施設を導入する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１５条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可の取得状況について記入する。</u>
施設の安全性	(1) 処理施設の安全性に関する周辺住民への説明及び開示について記入する。 (2) 稼働後の施設の安全性に関する点検方法と開示方法について記入する。 （交付規程に規定する財産処分を制限する期間中毎年度実施） (3) 施設の安全性に係るハード、ソフト面について具体的な実施内容を記載する。
施設の管理・運営体制	＊ 本事業に係る施設が適正に管理されるよう、周辺住民の理解の下に、当該事業に係る管理・運営体制が整備されていることについて記入する。
事業の波及効果・先進性	＊ 事業の波及効果及び先進性について記入する。 ＜波及性＞ 経済性、維持管理など従来機器に比べ優れているなど他の事業者の取組の参考となることや他の事業者や関係者との連携につながるなどについて記入する。 ＜先進性＞ 従来の技術・取組と比べてCO2の削減効果が高い、または機能向上が図られている、あるいは廃棄物・リサイクルに係る課題の解決に寄与することなどについて記入する。
電子情報処理への対	＊ 産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に対

- ③ 廃棄物を有価で仕入れ廃棄物処理法の対象とならないことについては、地元自治体との打ち合わせ議事録等を提出すること。
- ④ 本事業に係る資源性廃棄物等の入手先・種類・量及び受入条件等が分かる資料
- ⑤ 廃棄物処理施設を導入する場合、廃棄物処理施設設置に係る許可取得状況
- ⑥ 地元調整状況
- ⑦ 事業の効果（資源循環効果、環境への影響など）の算定根拠資料
- ⑧ 事業収支計画、資金調達計画及び資金回収見通しに係わる資料
- ⑨ 会社概要
- ⑩ 本事業の実施体制
- ⑪ 登記事項証明書
- ⑫ 最近3営業期間の事業実績、決算書（実績がない場合は、将来の事業経営を説明した資料）
- ⑬ 定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書及び代表者の住民票の写し）
- ⑭ 事業実施予定地の位置図／国土地理院発行地図（必要に応じ現地写真）
- ⑮ 廃棄物処理施設を導入する場合、事業の実施主体は、処理施設の稼働から6年以内に優良産廃処理業者の認定を受ける旨の誓約書
- ⑯ 事業実施スケジュール（交付決定から製作、運搬、据付け、試運転調整、検収確認までの補助事業のスケジュール）
- ⑰ 暴力団排除に関する誓約書
- ⑱ 対象設備賃貸借（変更）契約書（複写）（リースの場合に限る。）
- ⑲ リース料金（変更）算定根拠明細書（リースの場合に限る。）

（注2）加重平均耐用年数については、「「廃棄物処理施設の財産処分マニュアル」の一部改正について」（平成20年10月17日付け環廃対発第081017004号、廃棄物対策課長通知）に準じて、それぞれの設備の見積もりに基づき算出すること。

（注3）資源循環効果については、計算式、メーカー証明などの算定根拠資料等の数値の算定にあたって用いた根拠や係数、実績値等を引用した場合の出典を明記し、以下について算出すること。

- ① 資源性廃棄物の回収量
- ② 再生材の供給量
- ③ 設備の稼働計画・管理計画
 - ・処理能力、月間稼働日数、再生材製造量（計画）
- ④ 資源回収率に関する目標
 - ・再生材の供給量／資源性廃棄物の回収量×100
 - ・稼働後1年目の目標、2年目以降の安定～増加目標
- ⑤ 再生材の供給に関する目標
 - ・稼働後1年目の目標、2年目以降の安定～増加目標

地産地消型資源循環加速化事業に要する経費内訳

所要 経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 ((1) - (2))	(4) 補助対象経費支出予定 額	
	円	円	円	円	
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 2 又は 1 / 3 (千円未満切り捨て)	
	— 円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目	金額 (円)	積算内訳			
合計					
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価 (円)	金額 (円)	購入予定時期

- (注) ① 所要経費欄の(2) 寄付金その他収入欄については、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税)」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。
- ② 経費区分・費目欄は、別表第2により記載すること。
- ③ 補助対象外設備がある場合、本表とは別に、事業全体分の総事業費及び経費支出予定額内訳が分かる表を作成し、参考として添付すること。
- ④ 本内訳に、見積書又は計算書等を添付すること。
- ⑤ 消費税は原則として含めません。

例： 事業全体分の総事業費等が分かる表（添付）

No.	項目	令和5年度		
		総事業費	補助対象外経費	補助対象経費
	1. 受入供給設備			
1-1	トラックスケール			
1-2	...			
	2. 破碎設備			
...	...			
...	...			
	10. 間接工事費			
...	...			
	合計			

年 月 日

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

理事長 寺田 正人 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

（押 印 省 略）

令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金
（地産地消型資源循環加速化事業）
変更交付申請書

年 月 日付け産財第 号で交付決定の通知を受けた循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）を下記のとおり変更したいので、令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助変更申請額
- 3 変更内容
- 4 変更理由
（注）具体的に記載する。
- 5 変更が補助事業に及ぼす影響
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

2 2の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

3 添付書類は、別紙1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

識別番号	
------	--

産財第 号

令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金
（地産地消型資源循環加速化事業）
交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付けで交付申請のあった令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）については、令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付規程（令和7年4月10日付け産財第25041001号）（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

年 月 日

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理 事 長 寺田 正人（押印省略）

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額の区分は、年 月 日付け交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付要綱（令和7年3月28日付け環循総発第2503287号）及び地産地消型資源循環加速化事業実施要領（令和7年3月28日付け環循総発第2503287号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金
 （地産地消型資源循環加速化事業）
 変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付けで変更交付申請のあった令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）については、令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付規程（令和7年4月10日付け産財第25041001号）（以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、年 月 日付け産財第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

年 月 日

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
 理事長 寺田 正人（押印省略）

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額	金	円	変更前補助金の額	金	円
変更後補助基本額	金	円	変更後補助金の額	金	円
増 減 額	金	円	増 減 額	金	円
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する変更後の補助金の額の区分は、年 月 日付け変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付要綱（令和7年3月28日付け環循総発第2503287号）及び地産地消型資源循環加速化事業実施要領（令和7年3月28日付け環循総発第2503287号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理 事 長 寺 田 正 人 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

（押 印 省 略）

令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金
（地産地消型資源循環加速化事業）
計画変更承認申請書

年 月 日付け産財第 号で交付決定の通知を受けた循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）の計画を下記のとおり変更したいので、令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響
- 5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
- 3 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理 事 長 寺 田 正 人 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

（押 印 省 略）

令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金
（地産地消型資源循環加速化事業）
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け産財第 号で交付決定の通知を受けた循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）の予定年月日
- 4 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 5 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 6 中止（廃止）後の措置
- 7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

年 月 日

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理 事 長 寺 田 正 人 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

（押 印 省 略）

令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金
（地産地消型資源循環加速化事業）
遅延報告書

年 月 日付け産財第 号で交付決定の通知を受けた循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）の遅延について、令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の実施予定及び完了予定年月日
- 7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第8（第8条関係）

年 月 日

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理 事 長 寺田 正人 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

(押 印 省 略)

令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金
（地産地消型資源循環加速化事業）
遂行状況報告書

年 月 日付け産財第 号で交付決定の通知を受けた循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）の遂行状況について、令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

補助事業の名称

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂 行 状 況
計			

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・E メールアドレス）

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

番 号
年 月 日

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理 事 長 寺田 正人 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和 年度循環型社会形成推進事業費補助金
（地産地消型資源循環加速化事業）名称変更等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）の交付決定の通知を受けたところ、当社は下記のとおり名称変更等したので、循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付要綱第7条第1項第八号の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更前後の名称
- 3 変更前後の住所
- 4 変更年月日
- 5 変更に至った経緯
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 本報告に当たっては、変更後の法人登記簿を添付すること。

年 月 日

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

理事長 寺田 正人 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

(押 印 省 略)

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け産財第 号で交付決定の通知を受けた循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）について、令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金額（規程第12条第1項による額の確定額）

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第 1 1 (第 8 条関係)

循環型社会形成推進事業費補助金
(地産地消型資源循環加速化事業)
取得財産等管理台帳

(令和 7 年度)

財 産 名 (備品等名)	規 格	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注 1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付規程第 8 条第十四号に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

年 月 日

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 寺田 正人 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

（押 印 省 略）

令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金
（地産地消型資源循環加速化事業）
完了実績報告書

年 月 日付け産財第 号で交付決定の通知を受けた循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）を完了（中止・廃止）しましたので、令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（ 年 月 日付け産財第 号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）
- 3 補助事業の実施状況
別紙3 実施報告書のとおり
- 4 補助金の経費収支実績
別紙4 経費所要額精算調書のとおり
- 5 補助事業の実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 添付資料
（1）完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）
（2）写真（工程等が分かるもの）
（3）その他参考資料（領収書等含む。）
- 7 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
（1）責任者の所属部署・職名・氏名
（2）担当者の所属部署・職名・氏名
（3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

地産地消型資源循環加速化事業実施報告書

事業の名称		
事業実施の代表者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
事業実施の担当者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
経理責任者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
共同事業者の代表者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	

共同事業者の担当者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL FAX E-mail	
事業実施の主たる実施場所	名称 所在地	
事業の概要	(記入上の注意) 循環型社会形成推進事業費補助金(地産地消型資源循環加速化事業) 交付申請書の別紙1 における記入内容について、事業実施後の内容で記入する。 特に、変更がある場合は、変更前と変更後が分かるように記入する。	
事業の方法、内容		
実施時期		
再資源化が困難であり、主に焼却・埋立てされている廃棄物の入手元及びその調整状況		
地域資源を活用した再生材を当該地域に再生材として供給し、製品製造等の原料としての調整状況		
事業の効果 資源循環効果		
廃棄物の処理及	*廃棄物処理施設を導入する場合のみ	

び清掃に関する 法律における設 置許可	
施設の安全性	
施設稼働時の産 業廃棄物の処理 業者名	※優良産廃処理業者認定制度について〇〇県から〇〇年〇月認定の旨を記入する。
事業の実施体制	
資金調達	
補助対象事業の 発注先	
施設等の保守計 画	
事業実施スケジ ュール	

注 以下のものを添付すること。

- ① 事業の効果（資源循環効果）の算定根拠資料*
- ② ①を除き、循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類

別紙 4

地産地消型資源循環加速化事業に要する経費所要額 精算調書

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2))	(4) 補助対象経費実支出額
円	円	円	円
(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × 1 / 2 又は 1 / 3 (千円未満切り捨て)
— 円	円	円	円
(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8))		
円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

(単位：円)

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳			
合 計					
購入した主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が 50 万円以上のもの）					
名 称	仕 様	数量	単 価 (円)	金 額 (円)	購入時期

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

年 月 日

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団

理事長 寺田 正人 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

(押 印 省 略)

令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金
（地産地消型資源循環加速化事業）
年度終了実績報告書

年 月 日付け産財第 号で交付決定の通知を受けた循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）の 年度における実績について、令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円（ 年 月 日付け産財第 号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

3 補助事業の実施状況

＊ 交付規程第8条第五号の規定に基づき財団の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

4 補助金の経費所要額実績

別紙のとおり

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

別紙

経費所要額実績

(単位：円)

交 付 決 定 の 内 容		年 度 内 遂 行 実 績		翌 年 度 繰 越 額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事 業 費 支払実績額	(4)補 助 金 受 入 額	(5)補助事業に 要する経費 (1) － (3)	(6)補 助 金 所 要 額 (2) － (4)

産財第 号

令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金
（地産地消型資源循環加速化事業）
交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付け産財第 号で交付決定した循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）については、年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付規程（令和7年 月 日付け産財第 号）（以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

年 月 日

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理 事 長 寺田 正人（押印省略）

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により年 月 日までに返還することを命ずる。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
理 事 長 寺田 正人 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

(押 印 省 略)

令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金
（地産地消型資源循環加速化事業）

精算（概算）払請求書

年 月 日付け産財第 号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）の精算払（概算払）を受けたいので、令和6年度（補正予算）循環型社会形成推進事業費補助金（地産地消型資源循環加速化事業）交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称

2 請求金額 金 円

3 請求金額の内訳

（概算払の場合）

（単位：円）

経費区分	交付決定額 ①	支 出 費 用 状 況			概 算 払 受領済額 ⑤	差 引 請 求 額 ④－⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合 計 ④＝②＋③		
計						

（精算払の場合）

（単位：円）

交 付 決 定 額	確 定 額 ①	概算払受領済額 ②	差 引 請 求 額 ①－②

4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

5 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

(押 印 省 略)

令和6年度(補正予算)循環型社会形成推進事業費補助金
(地産地消型資源循環加速化事業)
年度事業報告書

年 月 日付け産財第 号で交付決定の通知を受けた循環型社会形成推進事業費補助金(地産地消型資源循環加速化事業)について、令和6年度(補正予算)循環型社会形成推進事業費補助金(地産地消型資源循環加速化事業)交付規程第15条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 事業実施による資源循環効果等について

- (1) 年度資源性廃棄物の回収量(実績)
- (2) 年度再生材の供給量(実績)
- (3) 年度設備の使用状況等
・月毎の稼働日数、再生材製造量(計画・実績)
- (4) 実績報告書における資源性廃棄物の回収量・再生材の供給量に達しなかった場合の原因

3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先(電話番号・Eメールアドレス)

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。